

## 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会（以下「懇談会」という。）

の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(懇談会の公開)

第2条 懇談会は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、懇談会を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、懇談会の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 懇談会の公開は、懇談会の傍聴を希望する者に、当該懇談会の傍聴を認めることにより行う。

- 2 懇談会を公開するときは、傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、懇談会の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、懇談会を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他懇談会の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 懇談会における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 懇談会の場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 懇談会の場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、懇談会の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、懇談会を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 懇談会の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び懇談会の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は懇談会の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
  - (1) 懇談会を公開しなかったとき。
  - (2) 議事録又は懇談会の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、懇談会において定めた2人の出席委員が署名するものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月31日から実施する。